

ポイント解説速報

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（平成31年度）を公表



金融庁は2019年3月19日、2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書に対するレビュー（審査）の実施概要について公表した。

ポイント

- 2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項として、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた「財務諸表等規則」等の改正を挙げており、改正内容の順守状況について、有価証券報告書レビューの法令改正関係審査を実施する。
- 今年度の有価証券報告書レビューの重点テーマ審査について、「関連当事者に関する開示」、「ストック・オプション等に関する会計処理及び開示」、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示」に着目して対象会社を選定する。
- 前年度の有価証券報告書レビューの審査結果として、法令改正関係審査及び重点テーマ審査に関する「適切ではないと考えられる事例」が指摘されている。

1. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について

2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項は以下のとおりである。

(1) 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2019年3月期に適用される開示制度の改正のうち、主なものは今年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」）の改正及び「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則等の改正である。

後述のとおり、当該改正内容の順守状況について、有価証券報告書レビューの法令改正関係審査が実施される。

- ・ [開示府令の改正内容に関する当法人の会計・監査ニュースフラッシュ](#)
- ・ [財務諸表等規則等の改正内容に関する当法人の会計・監査ニュースフラッシュ](#)

(2) 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2018年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューについて、審査内容、審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項が公表された。

① 法令改正関係審査

2018年1月に施行された改正開示府令に基づき、有価証券報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（以下「MD&A」）、「大株主の状況」の記載内容が適切かどうか審査された。

審査結果について、「適切ではないと考えられる事例」として指摘された事項は以下のとおりであり、それぞれの事例に対応した「留意すべき事項」も公表されている。

- 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等があるにもかかわらず、その内容が記載されていない事例
- 経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等があるにもかかわらず、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているか（例えば、経営成績等の達成度合いや必要な対応）を全く記載していない、あるいは一部の指標についてのみ記載している事例
- 資本の財源及び資金の流動性に係る情報（例えば、重要な資本的支出の予定及びその資金の調達源は何であるかなど）について、キャッシュ・フロー計算書の要約を文章化したもののほかに、当該事項に関する記載がない事例
- 大株主の状況における発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の算定に関して、分母となる発行済株式の総数から自己株式を除いていない事例

なお、MD&A等の記載について、2019年1月に改正され、2020年3月期に適用される改正開示府令を見据え、充実した記載を行う必要があること、金融庁が公表している「記述情報の開示に関する原則」や「記述情報の開示の好事例集」の参照が期待されることが記載されている。

- ・ [「記述情報の開示に関する原則」に関する当法人のポイント解説速報](#)

② 重点テーマ審査

重点テーマごとの審査内容は以下のとおりである。

重点テーマ	審査内容
引当金、偶発債務等の会計上の見積み項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施した会計処理及び開示 ■ 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合の理由
繰延税金資産の回収可能性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業の分類及び当該分類を行った理由 ■ 一時差異の解消見込年度のスケジューリング及び将来の課税所得の見積額 ■ 有価証券報告書における他の項目の記載内容等と整合していない場合の理由

審査結果について、「適切ではないと考えられる事例」として指摘された事項は以下のとおりであり、それぞれの事例に対応した「留意すべき事項」も公表されている。

重点テーマ	「適切ではないと考えられる事例」
引当金、偶発債務等の会計上の見積み項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 係争事件に係る賠償義務等で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが存在するが、その内容及び金額が財務諸表に注記されていない事例 ■ 資産除去債務に関する注記において、支出発生までの見込期間や適用した割引率が記載されていない事例 ■ 減損損失を認識するかどうかの判定に際して用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローが考慮されていない事例 ■ 使用価値を算定する際の割引率について、税引後の数値を用いている事例 <p>なお、会計上の見積み項目の会計処理を行う際に用いられた事業計画について、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例が確認された。</p>
繰延税金資産の回収可能性	<p>前年度の審査に引き続き、繰延税金資産の計上額の見積りに用いた業績予測について、現時点において必ずしも合理性を欠くものではないが、将来の大幅な損益改善を見込んでおり、その達成状況によっては当該業績予測を適切に修正する必要があると考えられる事例が確認された。</p>

II. 有価証券報告書レビューの実施について

2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書のレビュー（審査）の実施概要は以下のとおりであり、審査内容について証券取引等監視委員会と情報共有する場合がある旨が公表されている。また、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められた会社についても別途審査が実施される。

(1) 法令改正関係審査

2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社を対象として、上述した開示府令や財務諸表等規則等の改正内容が適切に記載されているかどうかを審査する。

具体的には、有価証券報告書における「役員の報酬等」、「株式の保有状況」、「税効果会計関係注記」の記載について、[金融庁のホームページ](#)に公表された所定の調査票に記入し、有価証券報告書の提出後に当該調査票を財務局等に提出する。財務局等で開示の適正性を審査した結果、調査票の記載内容に不明点や疑問点がある場合、財務局等から質問を受ける。具体的な提出方法については、財務局等から提出会社に対して連絡がある。

(2) 重点テーマ審査

以下のテーマに着目し、2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の提出会社から審査対象会社を選定する。

- ・ 関連当事者に関する開示
- ・ ストック・オプション等に関する会計処理及び開示
- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示

審査対象会社には、個別の質問状が財務局等から送付される。質問内容には、上記の重点テーマ以外の事項が含まれる場合があるほか、必要に応じて根拠資料の提出も求められる。質問状に対する回答期限は2週間程度であり、回答内容について、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理・開示の適正性等が審査される。回答内容に不明点や疑問点が残った場合、財務局等から追加で質問を受ける場合がある。

(3) 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して審査を実施する。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.